

総論

# 浸水対策関連の取り組みと推進工法への期待

みやもと とよひさ  
宮本 豊尚

国土交通省  
水管理・国土保全局  
下水道流域管理管付課長補佐

## 1 はじめに

近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、全国で浸水被害が多発しています。全国のアメダスにより集計した時間雨量50mm以上の降雨の発生回数（1,000地点あたり）は、昭和50年から昭和60年には平均174回だったものが、平成19年から平成28年には平均232回となり、約30年前の1.3倍に増加しています<sup>1)</sup>（図-1）。

平成29年度においても、全国各地で浸水被害が頻

発しました。国土交通省が各地方公共団体からの報告値を集計した結果では、平成29年度の下水道計画区域内で発生した内水に伴う浸水被害（外水被害のみによるものを除く）は、床上浸水が約3,800戸、床下浸水が約6,900戸、合計約10,700戸となっています。被害の多くは、台風18号とその前線および台風21号とその前線に伴い発生しましたが、短期的集中豪雨による被害も全国で発生しています（図-2）。

このように全国各地で大雨による内水浸水被害が発生している中、下水道の役割は今後ますます大きくなっ

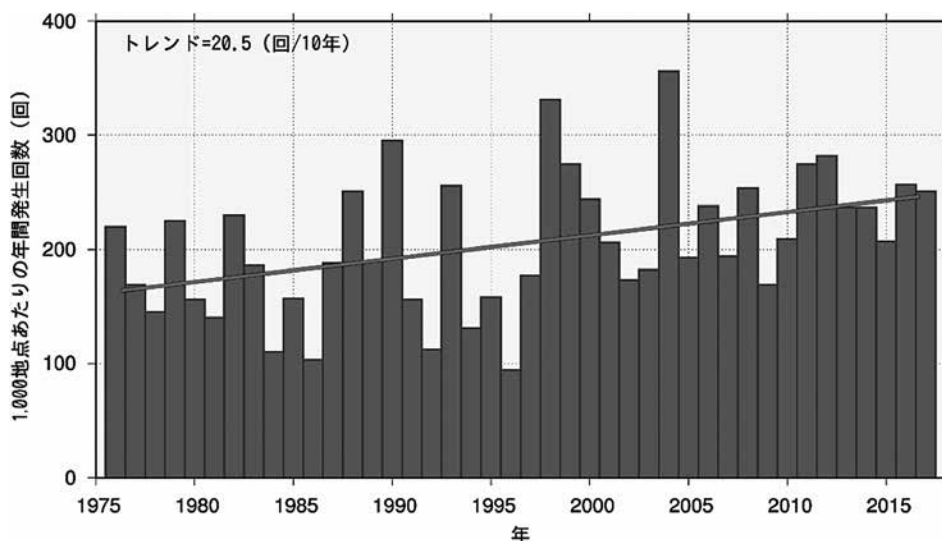


図-1 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

ていきます。また、平成28年度末において、汚水処理人口普及が90%を超えた一方、下水道による都市浸水策達成率約58%（平成28年度末）と雨水の整備率は低く、メリハリのあるハード対策や効果的なソフト対策が求められています。

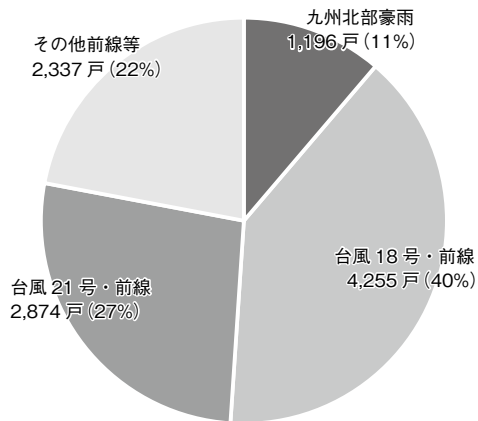


図-2 平成29年度の内水浸水被害の内訳

## 2 メリハリをつけた対策の推進 ～雨水管理総合計画～

これまで、多くの地方公共団体が5年に一度程度の降雨に対して、流下もしくは貯留できるような計画が立てられ、実行されてきました。また重要な地区においては10年に一度の降雨に対する施設整備も行われているところですが、しかしながら、未だ十分な浸水対策が実施されているとはいえ「選択と集中」の観点から、浸水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて集中的に実施することが求められています。

そこで国土交通省では、雨水管理総合計画の策定を要請しているところです。雨水管理総合計画とは、下水道による浸水対策を実施するうえで、当面・中期・長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備目標、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるものです。下水道法に基づく事業計画に記載すべき主

要な施設について事務連絡等でその方法が示されているところですが、浸水対策については、雨水管理総合計画の内容を記載することになります。

その策定方法は、平成28年の4月に下水道法等改正に伴って公表した7つのガイドライン群の総称「七つ星」のひとつである「雨水管理総合計画策定ガイドライン」として示しております。この中で「選択と集中」の観点から、各地方公共団体において検討が進められることを支援しており、すでに雨水管理総合計画を策定した地方公共団体もあります。

例えば、千葉市では平成29年8月に、雨水管理総合計画である「千葉市雨水対策重点地区整備基本方

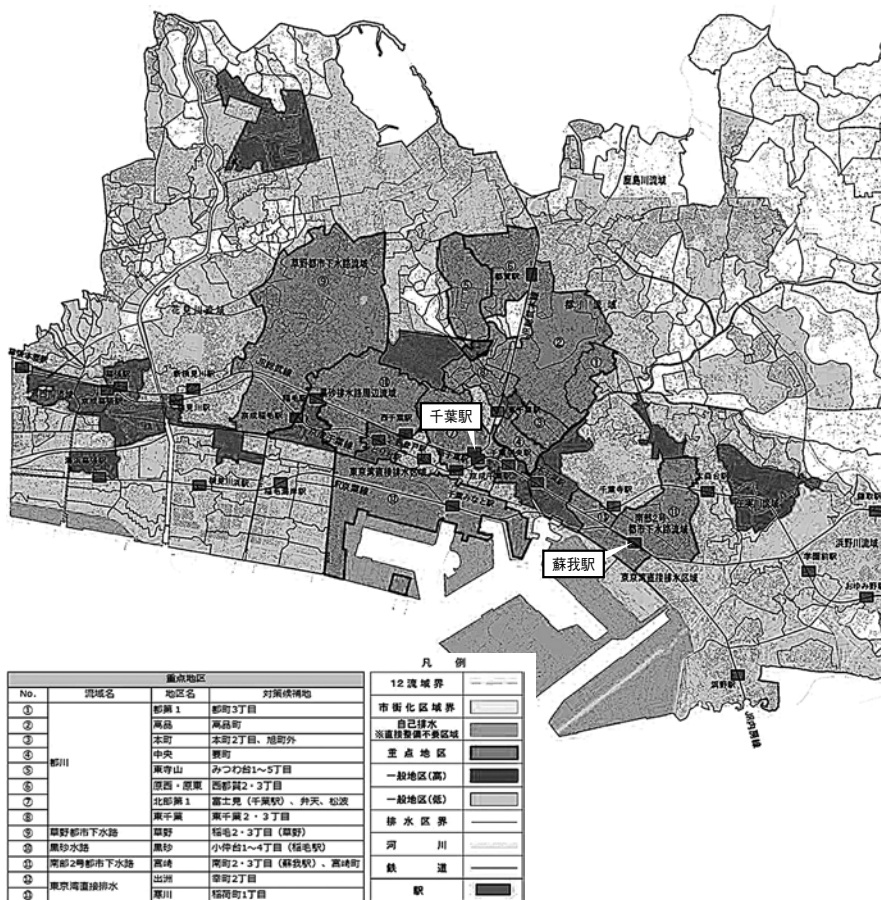


図-3 千葉市雨水対策重点地区整備基本方針